

高松市マンション管理士派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高松市内に存するマンションに対し、管理組合の適切な運営及びマンションにおける適切な管理を支援するため、予算の範囲内でマンション管理士を派遣し、マンションの管理に必要な知識・情報等を提供することにより、マンションの良好な管理を推進することに関し、必要な事項を定め、もってマンションにおける良好な居住環境の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第2条第1号に規定するマンションをいう。
- (2) 管理組合 法第2条第3号に規定する管理組合であって、高松市内に存するものをいう。
- (3) マンション管理士 法第2条第5号に規定するマンション管理士をいう。
- (4) 派遣団体 マンション管理士により構成された団体であって、本市との間で高松市マンション管理士派遣事業の実施に関する協定書を締結している団体をいう。

(派遣するマンション管理士の人数等)

第3条 マンションに派遣するマンション管理士の人数及び派遣の時間並びに派遣の回数は、次のとおりとする。

- (1) 派遣の人数 派遣1回につき1名
- (2) 派遣の時間 派遣1回につき2時間程度
- (3) 派遣の回数 当該管理組合において、1回の申請につき、当該年度において2回を上限とする。なお、2回目の派遣は、1回目の派遣を受けた日から起算して60日以内に受けること。

(派遣するマンション管理士の業務)

第4条 高松市マンション管理士派遣事業の実施において、マンションに派遣するマンション管理士(以下「派遣マンション管理士」という。)が当該派遣先のマンション(以下「派遣先マンション」という。)において行う業務は、次に掲げる事項に係る相談業務とする。

- (1) 派遣先マンションの管理組合の運営、管理規約その他管理組合に関すること
- (2) 派遣先マンションにおける管理費及び修繕積立金等に関すること
- (3) 派遣先マンションの管理に係る委託契約その他これに類する契約に関すること
- (4) 派遣先マンションの大規模修繕計画並びに長期修繕計画の作成及び見直しに関すること
- (5) その他派遣先マンションの維持管理に関すること

2 前項の規定にかかわらず、派遣マンション管理士は、次に掲げる業務は行わないものとする。

- (1) 派遣先マンションの建物の精密測定及び劣化診断並びにそれらに関連する調査
- (2) 派遣先マンションの大規模修繕計画及び長期修繕計画の作成
- (3) 派遣先マンションの修繕工事等に係る設計、見積書等の比較検討
- (4) 派遣先マンションに係る工事及び維持管理業務の受注者又は発注者となること並びにこれら業務を遂行するための業者の紹介
- (5) 居住者間又は居住者と近隣住民との間の紛争の解決若しくは権利調整(派遣の申請)

第5条 マンション管理士の派遣を受けようとする管理組合の管理者等は、管理組合の集会又は理事会の決議に基づき、マンション管理士の派遣の申請をすることができる。

2 管理組合に理事会が組織されていないなど、前項の規定による申請をすることが困難な場合は、当該マンションの区分所有者3名以上が共同でマンション管理士の派遣の申請をすることができる。

3 前2項の規定による申請は、高松市マンション管理士派遣申請書(様式第

1号)をマンション管理士の派遣希望日の20日前までに市長に提出しなければならない。

- 4 マンション管理士の派遣を受けたことのある管理組合による再度の派遣の申請は、前回の派遣を受けた年度の翌年度から4年間を経過した後でなければすることはできない。

(費用の負担)

第6条 マンション管理士の派遣に要する費用は市が負担するものとする。ただし、派遣を受けることに伴い会場の借上げに要する費用等のマンション管理士に対する報酬以外の費用を要することとなるときは、当該マンション管理士の派遣を受ける管理組合(前条第2項の規定による申請の場合はその申請をした当該マンションの区分所有者)において負担をするものとする。

(派遣の決定)

第7条 市長は、第5条第3項の規定による申請書の提出を受けたときは、速やかに内容を審査し、派遣をすることが適当であると認めたときは、派遣団体に対し、高松市派遣マンション管理士選定依頼書(様式第2号)により、派遣マンション管理士の選定を依頼するものとする。

- 2 前項の規定による依頼を受けた派遣団体は、速やかに派遣マンション管理士を選定し、高松市派遣マンション管理士選定通知書(様式第3号)に次の第1号及び第2号に掲げる書類又は第3号に掲げる書類のいずれかを添えて市長に通知するものとする。

(1) 法第31条に規定するマンション管理士登録証等の派遣するマンション管理士の登録を証明する書面の写し

(2) マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成13年国土交通省令第110号)第42条の14に規定する講習の課程を修了したことを証する書面の写し

(3) 公益財団法人マンション管理センターの発行したマンション管理士証の写し

- 3 市長は、前2項の規定により派遣マンション管理士を決定したとき又はマンション管理士を派遣しないことを決定したときは、その内容(派遣しないこととしたときにあつてはその理由)を、高松市マンション管理士派遣決定

通知書（様式第4号）により、第5条第1項又は第2項の規定によりマンション管理士の派遣の申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

（派遣の変更等）

第8条 前条第3項の規定により派遣決定の通知を受けた申請者が、派遣申請書の内容を変更し、又は決定した派遣を辞退しようとするときは、高松市マンション管理士派遣内容変更・派遣辞退申請書（様式第5号）を速やかに市長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、派遣の内容変更又は派遣の辞退を適当と認めるときは、高松市マンション管理士派遣内容変更・派遣中止決定通知書（様式第6号）により、その申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により派遣の内容変更又は派遣の中止を決定したときは、派遣団体に対してもその内容を高松市マンション管理士派遣業務内容変更・派遣中止通知書（様式第7号）により、通知するものとする。

（実績報告）

第9条 前4条の規定によるマンション管理士の派遣が終了した時は、申請者にあつては、高松市マンション管理士派遣実績報告書（様式第8号）を、派遣団体にあつては、高松市マンション管理士派遣業務実績報告書（様式第9号）を、それぞれ派遣が終了した日から起算して14日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

2 第7条第3項の規定によるマンション管理士の派遣の決定において、派遣の回数を2回と決定していた場合で、当該年度内に2回目の派遣が行われなかったときは、これを翌年度に繰り越すのではなく、派遣回数は1回と決定されていたものとみなし、前項の規定を準用する。

（派遣の報酬）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告の内容を審査し、適当と認めるときは、派遣団体に対し、1回の派遣につき、報酬として30,000円を支払うものとする。

（派遣決定の取消し）

第11条 市長は、第7条の規定によるマンション管理士の派遣の決定をした管理組合等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、マンション管理士の派遣の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な行為によりマンション管理士の派遣の決定を受けたとき

(2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき

(秘密の厳守)

第12条 派遣団体及び派遣マンション管理士は、当該業務に関し知り得た内容を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、法第3条の2の規定により作成する高松市マンション管理適正化推進計画（令和5年3月1日制定）の計画期間の終期である令和15年3月31日限り、その効力を失う。